

「経済安全保障法制に関する有識者会議」（第12回）議事要旨

1 日時

令和7年11月14日（金）16時00分から18時00分までの間

2 場所

中央合同庁舎8号館8階特別大会議室

3 出席者

(委員)

青木 節子	千葉工業大学 審議役・特別教授【座長】
阿部 克則	学習院大学法学部 教授
上山 隆大	政策研究大学院大学 客員教授
大橋 弘	東京大学大学院経済学研究科 教授
北村 滋	北村エコノミックセキュリティ 代表
小柴 満信	経済同友会 地経学委員会 委員長
角南 篤	公益財団法人笹川平和財団 理事長
土屋 大洋	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科 教授
長澤 健一	高岡 IP 特許事務所 顧問、大阪工業大学 客員教授
畠山 一成	日本商工会議所 常務理事
羽藤 秀雄	住友電気工業株式会社 代表取締役 副社長
原 一郎	日本経済団体連合会 常務理事
松本洋一郎	東京大学 名誉教授
三村優美子	青山学院大学 名誉教授
宮園 浩平	総合科学技術・イノベーション会議 常勤議員
渡部 俊也	東京科学大学 副学長（研究・イノベーション本部）

(政府側)

小野田紀美	経済安全保障担当大臣、内閣府特命担当大臣（経済安全保障）
鈴木 隼人	内閣府副大臣
若山 慎司	内閣府大臣政務官
林 幸宏	内閣府審議官
泉 恒有	内閣官房経済安全保障法制準備室長、内閣府政策統括官（経済安全保障担当）
殿木 文明	内閣審議官
米山 栄一	内閣審議官
早田 豪	内閣審議官

小多 章裕 内閣参事官、内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付参事官
(総括・企画担当)

三宅保次郎 内閣参事官、内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付参事官
(特定重要物資担当)

佐々木明彦 内閣参事官、内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付参事官
(特定社会基盤役務担当)

大川 龍郎 内閣参事官、内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付参事官
(特定重要技術担当)

井上 哲郎 内閣参事官、内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付参事官
(特許出願非公開担当)

津田 尊弘 内閣参事官

高橋 文武 内閣参事官

加藤 拓馬 厚生労働省医政局地域医療計画課医療安全推進・医務指導室長

木下 栄作 厚生労働省医政局参事官（医療情報担当）

4 議事概要

(1) 小野田大臣冒頭挨拶

- 委員の皆様におかれましては、大変御多忙の中、第12回有識者会議に御参加をいただき、感謝申し上げる。
- 先週7日に、第8回目となる経済安全保障推進会議が開催された。会議では、私から、経済安全保障をめぐる課題が複雑化していることを踏まえ、経済安全保障推進法上の現行制度の見直しや拡充を検討するとともに、新たな課題に的確に対応するためのスキームの創設などを検討する必要があると申し上げた。
- 高市総理からは、大胆な危機管理投資によって力強い経済成長を目指すとともに、経済安全保障の確保を確実なものにしていくという内閣の方針が示された。その上で、私に対し、有識者の皆様の御意見も踏まえながら、経済安全保障推進法の改正に向けて、早急に検討を開始するようにとの御指示があった。
- 委員の皆様には、経済安全保障推進法の策定当初から御知見を賜り、制度運用の準備、そして施行後のフォローアップと、継続的に御議論をいただいている。本日の会議においても、現行制度の見直しや新たな課題への対応について、これまで同様に様々な角度から忌憚のない御意見をいただきたい。
- 委員の皆様からの貴重な御意見も賜りながら、経済安全保障を強力に推進すべく、私自身、しっかり政府一体となってスピード感を持って検討を進めてまいりたい。よろしくお願い申し上げる。

(2) 事務局説明（経済安全保障の更なる推進に向けて）

事務局より、資料1の内容について説明。

(3) 基幹インフラに関する検討会合（令和7年6月2日）の結果について（委員より報告）

- この検討会合では、基幹インフラ制度への医療分野の追加に関して御議論いただいた。
- 個別の医療機関に関しては、高度な医療を提供する能力等を有する医療機関を念頭に検討を進めることや、特定重要設備については、医療機関の役務を安定的に提供する上での役割、重要性等の観点から検討することなどについて、御意見をいただいた。
医療DXに関しては、支払基金を特定社会基盤事業者として、電子カルテ情報共有サービス、電子処方箋管理サービス、オンライン資格確認等システムに係る設備を特定重要設備とすることを念頭に、制度改革に向けた検討を進めることなどについて、御意見をいただいた。
- 全体として、基幹インフラ制度に個別の医療機関及び支払基金を追加することについて、賛同があった。
- 具体的な御意見について特に2つほど紹介する。

- 一つは、個別の医療機関については、高度な医療提供能力だけではなくて、地域医療分布や救急医療、災害拠点という観点も重要であるという御意見。地域分布などにも留意しながら、救急医療センターや災害拠点病院に将来的に広げていくことも検討してほしいという御意見があった。
- 2つ目は、医療DXについて、支払基金は今後大規模なデータを扱うことになるため、安全保障の面でも堪え得るような組織になるよう、対応をお願いしたいという御意見があった。
- 詳細については、資料2-2の議事のポイント、資料2-3の議事要旨を御覧いただきたい。御報告は以上。

(4) 事務局説明（基幹インフラ制度への医療分野の追加について）

厚労省より、資料2-4の内容について説明。

(5) 自由討議

- 経済安全保障推進法の成立後、着実な進展が見られていることは大変嬉しく思う。関係各位の御尽力に敬意を表するとともに、本日事務局から示された今後の検討の方向性、基幹インフラへの医療分野の追加についても、賛同したい。ぜひそれらの取組を力強く進めさせていただきたい。
- その上で2点申し上げたい。一つは、自由かつ公正な経済活動との両立や国際協調主義への配慮を引き続き行っていただきたいということ。この点は、推進法に基づき閣議決定された基本方針に示されているところだが、これらへの配慮を行ってきたことも我が国の経済安全保障政策の成功につながってきたと考えている。ルールに基づく自由貿易体制を支持する我が国としては、WTOやEPA、投資協定といった国際約束との整合性を確保しつつ、経済安全保障に関する取組をこれまで行ってきたかと思うが、これは他国にとってまさに模範となるような我が国の取組であり、国際的にも誇るべきものだと思っている。新たな取組を行うに当たっても、国際約束などとの関係について、政府内部において検討いただきたい。また、他国の政策が国際約束に反していないかどうかということについても、ぜひ政府として注視していただき、仮にそうした事実があったならば、適宜適切に対応していく必要があると考える。
- もう1点は、シンクタンクの創設における人材の確保について、本日の資料1の9ページの一番下の辺りに、優秀な人材を引きつけられるような柔軟な処遇を可能とする環境整備が必要だということが検討課題の中に入っているが、私もそのとおりだと考えている。もし任期付きポストのような形で短期での雇用を行うのなら、終身雇用などに比べて身分の安定性という点ではリスクがあることから、それに見合った高い報酬

を与えるといったことなどが考えられる。

- シンクタンク自体の問題にとどまらないやや一般的な話になるが、我が国における経済安全保障を担う人材育成という点でも同様な観点が必要ではないかということを感じている。大学の研究室では、経済安全保障上重要な研究を行っているところにおいても、日本人の大学院生や若手研究者が不足しており、結果として特定国出身の大学院生などに頼らざるを得ない実情がある。若手研究者の身分は、残念ながら今現在、特に大学では待遇が決して高いとは言えないが、将来にわたって我が国の経済安全保障を推進していくには、日本人の特に若い人材を確保していくことが不可欠であり、その観点から待遇面での対応が必要ではないかと考えている。
- このたび、安全保障法制をもう一度強化するという形を示していただき、大変ありがたいと思っている。というのは、この会議では、特定重要物資、サプライチェーンの問題、それから特許出願非公開の分科会をやってきたが、重要な技術の研究開発部分の作り込みは、CSTIが考えているところと少し齟齬があるなと感じてきた。例えば、特定の技術が盗まれるとかそういう防止だけではなく、育てていくというところが非常に強い。技術を育てていくということは、一番経済成長に結びつきやすいところだと思っている。CSTIの方でも、第7期科技・イノベ基本計画に向けて、重要技術領域の特定ということを示していきたい。
このときも、単にこの技術この技術と特定されるものではなく、実は川上の人材育成のところから、研究開発の拠点、大学、研究の環境の問題、さらに言うと技術のスタートアップへのつながり、それから国際標準との関係、そしてまたあらゆる国との間の外交の問題と、ずっと一連してつながっていく問題として、特定の技術に関する政策を考えるべきだと思う。そうすると、今、経済安全保障の法制度の中で書かれているものだとなかなかカバレッジができないものがあると思われる。そのため、今回の法制度の新たな取組の中で、それをぜひとも吸収していただきたい。
- 一つは、官民協議会の問題。特定重要物資やサプライチェーンの問題で言うと、これを引き受けるような民間の企業との関係は対話しやすいかと思う。一方、技術開発の問題と言うと、どのような官民協力の下で新しい技術の成長を促すような対話をしていくのか、あるいはそれをどういう形で対応していくのかというと、正直言ってあまりまだ見えないと思う。単に経団連とやっていく、あるいはCOCNとやっていくだけでは不十分で、個々の技術において対応する個別の民間企業が前面に出てくるべきだ。それを特定して、官民協議会をどうやって作っていくのだろうかと前々から思っていた。CSTIの第7次基本計画の中では、民間の企業との間の関係を密にして、研究開発から社会実装までつなげていくための官民対話の環境を作っていくべきだと書きたいと考えている。

- もう一つはファンディングの問題。ちょうど資料1の8ページのところに、指定基金に関する規定の整備とあり、この技術開発に関しては、基金として引き受けてくれるような団体として、例えばJSTであったり、AMEDであったり、NEDOであったりと書かれているわけだが、新しい研究開発の方向性を決めるときに、今の指定基金だけでいいのかという問題意識を非常に強く思っている。これは当時の泉審議官ともCSTIの中で議論していたが、戦略的で予見的で予防的で安全保障に資するようなファンディングの在り方を考えると、それをミッションとして引き受けるような新しいタイプのファンディングシステムを構築すべきだと思っていて、ここに書かれているものだけではない。NICTもできるのではないか、あるいはJAXAも入るのではないかということもある。しかし、もっと幅広く、ミッション性のあるファンディングの在り方を考えるべきだと思う。新しいお財布とでも言うか、新しいファンディングシステムを作るべきだと考えており、こここのところでそれがどういう形で伸びていくのかということを注視している。それがない限り、成長産業を促すような研究開発のやり方にはなかなかつながっていないのではないか。
- もう一つはシンクタンクの問題。これもCSTIでも長らくシンクタンクをずっとやってきて、いまだに苦しんでいるし、また、NSSの方でも、総合的シンクタンクを作っていくということで、恐らく苦しんでいるのではないかと思うが、各国のシンクタンクでは新しい試みが随分なされている。先日もジョージア工科大学に行き、その宇宙工学研究所とパブリックポリシーの人たちが中心になって作ろうとしているシンクタンクの構想を聞いてきた。興味深かったのは、単なる調査をするだけではなく、もともと選択される様々なシナリオを描いた上で、そのシナリオに応じた調査をしていく、そのシナリオが果たして正しいかどうかを検証していくというような絵を描いていた。これは新しい試みだと思う。シナリオを描くというのは、現在における地政学的な変化を踏まえて、一体どのようなオプションが存在するのかということをあらかじめ議論した上で、それについての研究開発の在り方と、その技術のプロテクションを考えていくということ。そのようなものを、今後シンクタンクの中に入れていく必要があると、ジョージア工科大学の人たちと議論して考えさせられた。このような議論を今後もぜひさせていただきたい。
- 今回、特定重要物資というフィジカルな物資だけではなく、役務や情報、私はこの中に技術なども含まれ得ると思っているが、そうしたものまでカバーして議論を新たにしていただけたというのは、大変重要なこと。そもそも経済安全保障という言葉がそれほど言われなかつた前世紀において、資本主義における市場競争、あるいは企業間の競争をしっかりと促すということがイノベーションを促して国を富ます、あるいは経済成

長するという、ある意味理念を我々はずっと信奉してきた。ところが、今の時点を振り返ってみると、特定国の国家的な搾取あるいは排除というものが、こうした資本主義の理念を非常に脆弱化しているということが明らかになったと思う。国内で競争を唱道すればするほど、実は技術者が引き抜かれたり、企業が買収されたり、あるいは合併に対してもさまざまな排除措置命令の中で、売った設備を某国が盗るとか、そのような形で技術は引き抜かれてきたということを改めて振り返る必要があるのではないか。

○ 本来、地球規模でそうしたものを取り締まる機関があれば、ある意味、国家的な排除あるいは搾取に対して、何らかのアクションが取れると思うが、今こうした国際的な機関がある意味機能不全に陥っている、あるいはそもそもなかったのかもしれないが、こうしたものがない中においては、我が国の技術なり国益をいかに我が国自身で守るのかということをしっかりと考へる必要がある。これは単に競争していれば良い世界になるのだというのとは、相当違う世界観。

そういう観点で言うと、競争は非常に重要だが、こうした競争政策を経済安全保障あるいは産業政策においてもしっかりと内包した形で議論する、今はどちらかというと対立軸で論じているように思うが、経済安全保障が包摂するような形で競争政策を論じるという座組をつくる必要があるのではないかと思う。これは単に縦割りにして、あちらはあなた、こちらは私というようなものではなくて、しっかりと包摂して議論しないと、国益というものが相当危うくなる。特に我が国は製造業を含めた技術を相当程度持っているわけだが、今後、事業承継などいろいろ難しい問題がある中で、しっかりと我が国の技術を守るということが、どうすればできるのかということを議論すべきだと思う。

○ もう1点は、今回、どちらかと言うと、国内の供給をいかに自律的に確保するのかということに視点が向きがちであったが、今、人口減少などを考えると、日本の産業基盤は、企業が海外にどうやって出ていき、供給を確保していくのかということをしっかりと考えていく必要がある。国内で閉じた形で一生懸命政策を考えても仕方がなく、やはりアジア大で考えてみて、日本の認証制度を海外に移植する、国内の企業がよりスムーズに海外に行けるなどという観点でもしっかりと論じるべきだと思うし、それでもやはり国益という観点で言うと、経済安全保障という中でも論じられる部分があるものと思う。

○ いずれにしても、物資だけではなく、データも含め、無形のものも見てしっかりと議論していくということについて、私は同意する。

○ 経済安全保障推進法の3年見直しということで、見直しとなると役所の場合は落ち穂拾いという感じになりがちだが、高市総理から、経済安全保障推進法の改正という形

で非常にポジティブな目的をいただき、事務局においてその方向で取組が進みつつあるということは、極めて欣快であるということをまず申し上げておきたい。

- その中で、各論で提起された幾つかについてコメントしたい。まず、海底ケーブルについては、国の支援が極めて重要。外国の企業が極めて大きな国との関与の下で国際的に勝負をしている中で、我が国では、製造は国内企業だが、用船についてはそのケーパビリティがないということで、懸念国の船を用船したという事実もないわけではなかった。これでは、頭隠して云々ということにならざるを得ない。世界の流れがこのようになっているという認識の下、国において取り組んでいただくことが大事だらうと思う。
- 基幹インフラ制度への医療機関の追加ということは、ようやく実現したということで、これについても極めて欣快。
- 海外における事業展開について、国からの支援、特にこれは違うスキーム、JOGMECなどを使うのかもしれないが、例えば、サウジアラビア等については再生エネルギーへの志向ということで、自国の鉱物について極めて高い関心を持っている。バイデン政権とはうまくいかなかつたが、トランプ政権とは非常に緊密な関係にある。同時に、サウジアラビアは東アフリカ等についても極めて高い関心を示しつつある中で、資源の共同的な確保、既に米国、日本、豪州とは行われているが、そういったスキームを作りていただくことは非常に重要ではないかと考えている。
- それから、これはまだ考えがまとまっていないが、特に第7期科技・イノベ基本計画は、国家安全保障との連携という形で提起された。特定重要物資の考え方は、なくなったらどうしようかという非常にネガティブな観点からの出発だったわけだが、国家安全保障という前向きな観点から、いかにそういった技術を育てていくのか、さらに言えば、企業も含めて育てていくことが重要。
- 商法の先生とお話しすると、企業のステークホルダーの中に国が入っていないというのが通説。しかしながら、世界経済全体がグローバライゼーションからデリスキリングに変質するということになれば、マクロ経済自身も、いわゆるミクロ経済の主体である企業にも影響を及ぼさざるを得ないというのが私の基本的な考え方。そういった中で、外為法を中心に企業活動への介入といったものは一定限度認められているところだが、実際にそういった企業をどのように救うのか、それから、現在の商法自身が海外からの脅威といったものに脆弱ではないのかという視点も、ぜひ経済安全保障という観点で取り組んでいただきたい。これは法務省の話だとか経産省の一部の話だということではなくて、全体的なストラクチャーが変わっている中で、ミクロ経済の主体につ

いてどのような形で国が関与していくのかということもぜひ真剣に考えていただき、我々も討議していきたい。

- 冒頭の新たな課題というところに関してコメントしたい。経済安全保障推進法が2022年の5月にできたわけだが、2022年というのは2つの大きなイベントが起きた年。一つはChatGPTという生成AI、それから2月のウクライナ。この2つの変化を大きな変化として反映させるべき。前者で言うと、もう既にAIや半導体、量子ではなく、やはりコンピュテーションというところ。それから、後者で言うと、やはりデュアルユースのテクノロジーが今の戦争にとって非常に重要になっているが、これは実は日本の得意な軽工業。この2つに関して、もう少し反映させた中で、日本成長戦略における17の戦略分野を見直すことが必要。時間の関係で、デュアルユースに関しては省略するが、コンピュテーションに関して少しお話したい。

デュアルユースもコンピュテーションも非常に特徴があり、一つは技術。もう一つが供給力の問題で、供給できないと全く意味がない。今、ウクライナは1年で100万個のドローンの製造能力がある。サプライチェーンも重要だが、供給力も重要であり、その供給力はそのレベルのイメージであることを理解していただきたい。

- コンピュテーションの分野で言うと、まず一つ、これから進めていくべき視点は、やはりAI主権。もうデータ主権ではないし、それから、ソブリンAIではなくてAI主権だと思う。AI主権とは、具体的にはアルゴリズムをちゃんと自分たちでコントロールできるか。それからもう一つ、ChatGPTを使っていたら分かると思うが、AIに蓄積する長期記憶に、国民一人一人の情報がものすごく入っている。これをどうやって国内にとどめるか。それから、インフラ的に言うと、やはり計算資源。世界のGPUリソースで言うと、85%が米国、15%が中国で、日本は4%に満たない。計算の技術だけではなく、計算資源というのが非常に重要になってきている。

AI主権をどのように確保するのか。それこそ基盤モデルでやるのか、あるいは、やはり最近で見ると、エージェントのAIのレベルでしっかりとそういうものを確保するか、ここはまだ自分としても明確な答えがないが、これは本当に17世紀に生まれた国家主権が変わってきたいるということを意識すべきなのかなといつも思っている。

- もう一つはトークン量。最近、AIデータセンターというよりも、AIファクトリーと言われている。AIファクトリーとは何かと言うと、トークンを生成するということ。これによっていろいろな意味でのマネタイズにつながってくるわけだが、先ほど言ったように、GPUのリソースで完全に日本は負けている。今、世界では約500兆個のトークンが年間生まれているのだが、これが2030年までに6京個になる。135倍ぐらいに増えしていく。このときに、この6京個のトークンのうち、日本がどれだけ供給できるか。これが

要するにサプライチェーンとはちょっと違った新しい供給力というところで、21世紀のまさにサイバー空間における地政学の一番の中心になってくると思う。こういった新しい考え方というのを、今回の改正の中にぜひ取り入れていただきたい。

- 総合的な経済安全保障シンクタンクについて申し上げる。検討課題1つ目のシンクタンクの組織体制について、挙げられている例示に異論はなく、我が国の経済安全保障を取り巻く状況を踏まえれば、早期の立ち上げが求められることから、全く新しい組織を新設するのではなく、経済安全保障に関する一定の蓄積のある既存の独立行政法人である経済産業研究所（RIETI）にその機能を持たせることが合理的かつ妥当ではないかと考える。

RIETIでは、現在も貿易投資と経済安全保障の関係に関する研究など、経済安全保障に関する複数のプロジェクトが進行中で、発信も精力的に行っており、調査研究の蓄積は十分にあると考える。また、大学や省庁などに籍を置く非常勤フェローも多く抱え、さらに国内外のシンクタンクと協働したシンポジウムも多く開催しており、既に幅広い人的ネットワークが構築されている。

- なお、RIETIは経済産業省所管の独法であることから、政府全体の要請に即応できることを根拠づけるために、設置法の改正も必要と考えられる。私自身の経験としても、RIETIが独立行政法人化した2001年に民間から採用され、経済産業政策に直結する調査研究に携わり、行政の政策実現の方法を実務として触れたことがその後、大変役立ったと感じている。

- 資料1の1ページのところで、これまで3年間の取組を見せていただき、非常に進んだなということで、素晴らしいと思う。その上で2つコメントをしたい。まず1つ目は、データセキュリティが入ってきたということを大変評価したい。

3年前にこの有識者会議が始まった際に、データが一番重要な守るべきものではないかということを事務方との打合せで申し上げた際は、「データについては検討の対象外」と伺い、少し残念だなと思っていた。この有識者会議の席で何度もデータも考えるべきだということは申し上げており、今回こういう風に入れていただいた。データセンターのプログラムについては、何度も検討が行われてきたわけだが、データそのものを考えるということになったことは非常に素晴らしいことで、評価したい。

- もう一つは、今回、海底ケーブルのことが入ってきた。焦点は船、ケーブル敷設船あるいは補修船のことだと理解している。問題意識は、国内の企業が自前の船を持てるようになることなのだろうと思う。

ただ、仮に船を新造するなり、あるいは買ってくるなりしたとしても、ケーブル敷設

船の中で行うオペレーションというのは非常に高度な技術を要するものであり、こうした技術者を確保しなければいけない。あるいは船を運用するときにも、信頼できる船員を確保することがとても重要になる。今、ほとんどの貨物船等が世界では便宜置籍船になっており、その乗組員はほとんど外国人。ケーブル敷設船というのは非常に特殊な船なので、そこをどうやって確保していくかということを考えなくてはいけない。

- それから、今回、役務というところにフォーカスをするのは面白い視点。確かにケーブルそのものを確保するということも重要かもしれないが、それをどうやってデリバーアーするかというところが重要で、そういう風に考えたときには、港の護岸の警備や機械のセキュリティなど、関連する様々な観点も加味して全体として考えていかないと、この海底ケーブルの問題は不十分なのではないかと思う。
- 全般的にはかなり網羅的に検討されているという印象を持てる資料で、敬意を表する。私は技術系の経営陣と話をすることが非常に多かったので、その観点から少し申し上げたい。基幹インフラの医療分野。これは総論大賛成だが、きれいに線を引こうとするとかなり揉めるサブジェクトになる。スマートスタートでもいいので、ここは必ず必要だというところを早期に指定して、後で追加するという方向で進めた方が早そうだと思う。
- サプライチェーンの役務について。先ほど事務局から説明があった供給の方向、いわゆる下流の方向については非常に分かりやすいことだと思うが、他の委員からも出ていたとおり、いわゆる役務に相当するものは上流にもかなり存在すると認識している。例えば、半導体製造装置の中で、いわゆる上流系のものは日本が今でもそれなりに強い。これはやはりノウハウの固まりがあるわけだが、そのノウハウを駆使するにはソフトウェアエンジンがすごく大きな意味を持っている。これ以外にも存在すると思うが、例えば、日本でしか作れないような、人と一緒に働く生産ロボット等は実は多くある。これらは今回守ろうとしているような物資を作るために必須なものもあると認識している。一朝一夕にそれを全て対象にしていただきたいというわけではないが、サプライチェーンの担当の皆さんには、産業界にもこれまでコンタクトしていただいている中で、上流のことも少し気にかけてインタビューしていただければと思う。
- データセキュリティは、先ほど他の委員がおっしゃったようにAIの進展が凄まじい。私の周りにも、AIをどういう風に使い、カスタマイズして、AIでは分からぬ人間の知見をどのように反映させるかというソリューションをやろうとしている方々が非常に多い。AIエンジンやロックチェーンなどのモノ自体については、これから日本が追いかけて勝てると私は決して思っていないが、日本で残っているビジネス

というのは、日本人しかできない実装や、安全、品質、すり合わせ等がある。これらの知見は、まさにデュアルユースに最適なノウハウや知見となるような分野だと思う。

そういう意味でも、データセキュリティというのは非常に大事で、産業界もそういう職人を残すために、後継者の数も少ない中で、生成AIを使って暗黙知の一部をデータ化していくのではないかというような動きも行っている。その辺りをしっかりと守っていきたいというのが産業界。今であれば、例えば情報だけがハッキング等によって漏えいしても、他の国が使いこなせる状況にはまだなっていないかもしれない。ただ、AIの進展は非常に速く、AIが得意な懸念国に技術者まで行ってしまうと、開発が一気に進んでしまうため、人の流出は非常に脅威だと思っている。

- 人の流出を防ぐために、例えば私が経済安全保障関連の会社の責任者の頃には、重要な技術やノウハウを持っている方々に関しては、それらの方々のPCを監視する仕組みを作り、その代償として待遇をアップする等の工夫をした。「あなたは会社にとって不可欠な貴重な情報、技術を持っていらっしゃるから、待遇もよくするけれども、PCを監視させてほしい」というような仕組みを提案した。
- 産業界の人と話していると、例の産総研のデータ漏えいの罰金が200万で、懲役2年6か月だけれども、執行猶予が4年ついたということが話題になる。これは、どう考えても盗み得だと議論している。漏えい先に持っていたら罰金よりはるかに大きな報酬が得られる情報かもしれないからである。しかし、スパイ法を導入と言うと国内外で一悶着あるであろうし、特定秘密保護法も今は限定された状態で使いにくい。私は2015年の不競法改正に参加していたが、海外に重罰を設ける話にかなりの反対を受けた記憶がある。たまたまそのときは新日鉄・ポスコ事件が追い風になって、海外への持ち出しに重罰という規定を入れることができたが、今回の罰金に鑑みれば改正された不競法ですら大きな意味を持っていないかもしれない。
- 人は本当に弱い立場になってしまふと不法行為を働いてしまう可能性があるので、これは経済安全保障の法制の中で検討することかどうか分からないが、我が国としてどうするかというところで、もう少し抑止力ある法制度に強く変えていく方向を考えてもいいのではないか。
- まずはこれまでの政府の着実かつスピーディな取組の推進に敬意を表するとともに、感謝を申し上げる。また、今日掲げられた検討の方向性や検討課題についても異論はない。その上で3点申し上げたい。
- 1つ目は、サプライチェーン、基幹インフラがカバーすべき範囲が広がっていくと、対象となる企業も広がっていくということ。取組の実効性をしっかりと高めていくた

めには、これまで何度も申し上げていることではあるが、スタートアップ等の中小企業というものを確実に取り込んでいくことが非常に重要。中小企業は、キャパシティ、それから能力にも限界があるので、制度設計や運用に当たっては、負担を必要最小限とし、必要な場合には支援を行うべき。いろいろな取組が広がっていくと、関連する施策との負担の兼ね合いというようなことも出てくると思う。こうした支援についてよろしくお願ひしたい。

- 2つ目は関係部局間の情報共有という視点だが、これまでに制度運用がかなり進んできている中で、中小企業やスタートアップ企業が参加している事例が出てきていると思う。こうした事例に合わせて、中小企業をうまく取り込むためにどういった支援をしたのか、そういう支援の実態ということも含めて報告が挙がってきてるかと思う。こうしたものについて、分野横断的に活用できるものはぜひ事務局で関係部局にシェアいただき、実効性を上げるということをやっていただくことが必要だと思う。
- 3つ目として、広報が非常に重要なことだと思っている。今回掲げられた課題も含め、検討が進んでいくと、細部の議論も含めて、論点が幅広になっていき、非常に分かりにくくなっていくかと思う。環境がどう変化しているのか、枠組をどう変えていかなければいけないのかといった点については、分かりやすく説明していくことが必要。その際には、広く多くの企業に認知していただくべき話、関係する企業に特に認知していただく話、こういったものをそれぞれの対象に応じて、必要がある場合には対象を特定したプッシュ型でのアプローチも含めて、しっかりと広報を行うようお願いしたい。
- 事務局でよく整理してご説明いただいていると改めて感じている。法施行後の3年間を産業界の立場から振り返ると、やはり、重要物資あるいは原材料のサプライチェーンの強靭化、基幹インフラの安定的な供給といった制度環境整備が進んだ中で、同盟国とのいろいろな通商や投資の関連政策の影響を受けているわけだが、それぞれの各企業としての自律性の向上といった点については、企業経営のマネジメントの中での調達行動とか、リスクの対応力といったことを含めて、着実に進みつつあるのではないかと考えている。
そして、こういった各企業の取組の実績の言わば総体に加え、経済安全保障という政策としても、事務局として関係省庁との連携や調整を深めていただいており、関西の経済界をはじめとして、地方の経済団体との対話なども丁寧に重ねてきてくださっていることもあり、総じて、政策としての認知度、そして、実績ということにおいても上げていただいているのではないかと考えている。
- その上で改めて、お願ひを申し上げたい。まず一つは、例えば、こうした各企業の個

社としてのサプライチェーンの強靭化の取組は、当然のことながら個社としての完結を図ろうとするものであり、企業の経営判断ではあるので、そういう取組の成果と、我が国の国家としての経済や産業の構造として、真に自律性の向上という成果を上げているのかどうかということを見たときに、事務局と関係省庁との間でのさらなる調整が必要にはなろうが、もう一步踏み込んだ政策面での進展あるいは横断的な制度調整、整備といったことも必要な段階に入っているのではないかと考える。

つまり、制度整備が3年間進んできたことに伴って、各論にはかなり注力していただいており、企業の経営判断としても個別具体的な成果が上がっていることで、政策面での進展が上がっていると評価できると考えるもの、改めて誤解を恐れずに申し上げると、政策面では大きな視点からのフレームの再構成ということが必要になってきている、そういう段階に入っているのではないかと考える。

官民協議会の在り方についての御発言があったが、企業の関わり方を一つ取っても、各企業の経営判断を超えて、経済や産業の構造に関わる政策論に対して、各企業の立場でどのように関わっていくのかということを考えたときに、先ほど抑止力のある法制度という表現をされた委員がおられたが、私もそういう意味では、これまで経済安全保障制度の政策のスキームが、どちらかというと基本的には支援措置であるということはあるけれども、国家としての自律性の向上、さらには優位性・不可欠性といったことを考えるとき、国富を高めていくということを考えるときには、政策のフレームを改めて見直していただくアプローチについてもぜひ提案していただくようお願いしたい。

そして、こうした政策のフレームに関わる提案に対して、産業界、経済界の立場から、正面からしっかりと御協力を申し上げていきたい。

○ 2つ目は、最近特に痛感をしていることとして、企業活動にとっては、原材料価格の高騰をはじめ、高コスト構造の中で自律性の向上に取り組むことが、どうしても避けられない課題でもあるということで、企業収益は見かけ上は株価の好況ということもあります、華やかな印象が一見あるものの、この実態は危険な兆候でもある。こうした認識の上で、経済安全保障という政策との関わり方については、先ほど申し上げたように、やはり、国家としての危機管理の中での成長という高市内閣の下での大きな方向性に即した、こうしたマクロ面での政策調整にもぜひ力を入れていただき、この会議からもそのような提言を発していただくようお願いしたい。

○ 3点目は、先ほど競争政策との関係での御発言があったが、これは非常に大事な点と私も考えている。と申し上げるのも、やはり各企業の個社の経営判断ではなかなか限界がある、そういうマーケットとの接し方がどうしても出てくる。そのため、少なくとも国内市場における支配力などの考え方について、柔軟化あるいは円滑な調整が進んでいくように、経済安全保障といった政策フレームの中でぜひもう一步進んで位置付け

ていただくようお願いしたい。

- 個別のテーマに即して申し上げると、光海底ケーブルの敷設船による敷設は非常に重要。何らかの方法によって、こうした情報通信という役務の提供や運営・管理について、懸念国あるいは懸念国の影響下にあるような者の関与を排除するというのは当然のこと。ただ、物資の機能の発揮に必要な役務という捉え方でこの議論を立論、展開されることについては、やや疑問がある。

例えば、蓄電池はどうなるのだろうか。蓄電池という物資は、もちろん特定重要物資の中に入っているが、その機能の発揮に必要な役務、これも重要なことではないだろうか。懸念国の影響下にあるような者が蓄電発電事業を行ってしまうというようなことは現に避けなければいけない。ところが、現状は、電気事業法の法目的の中で、実はこうしたことについての一定のチェックが働いているのだろうと理解している。

しかしながら、先に申し上げたこととつながるのだが、経済安全保障という観点から、一定の政策フレームなり、アプローチの仕方を考えるときに、現行の業規制法あるいは業法との関係で、果たされているとも言えるのだろうけども、経済安全保障という観点から真に全うできているのかどうかというサーベイやチェックは、ぜひ事務局の皆さんに横断的にやっていただきたいお願い申し上げたい。逆に申し上げると、今回の光海底ケーブルの話についても、要すれば、通信をどのように我が国として安定的、堅牢なものにしていくのかということで、敷設はもちろん大事だし、保全や保守というのも大事。しかし、船を確保するということだけが、物資の機能の発揮に必要な役務なのかどうかという点については、これは細かい話になるし、法制局との関係もあるだろうが、よくよく考えていただいた方がいいのではないか。もっと大きく考えて、こうした議論を展開していただくのがいいのではないかと思う。

要するに、そうした機能の発揮も含めて安定供給を確保するという観点から、支援の対象を生産基盤や備蓄に限らずに、そうした機能の維持のために必要な役務、そのこと自身を対象にすればいいのであって、大事なのは安定供給の確保。保全や保守も含めた安定供給の確保ではないか、そのような整理の方がすんなりいくのではないかと、個人的には考える次第。

- 医療について、着実に前進をしていただいているということであり、この議論の展開に期待している。
- 他の委員から競争政策や科学技術政策、産業政策の話があった。また、高市政権の下で成長戦略の議論も始まっている。それら各種政策と経済安全保障との連動を含め、全体像を見据えながら議論していく必要がある。

一例を挙げれば、自由貿易と経済安全保障は二項対立のように捉えられがちだが、他

の委員の御意見にもあったとおり、ルールに基づく自由で開かれた国際経済秩序の維持・強化を横に置いて、経済安全保障政策だけで邁進すると、間違った方向に行くと思う。経済安全保障やデリスキング等の要素を踏まえた自由貿易のルール作りを国際的に展開していくと同時に、経済安全保障政策を国内で展開するに当たっても、自由貿易あるいはルールを十分に踏まえた形でやっていく。二項対立ではなく、自由貿易と経済安全保障を連携、連動させていくような発想をぜひお願いしたい。一例で申し上げたが、他の政策も然りだろう。

- 海底ケーブルについて、物資と機能発揮に不可欠な役務をセットで考えていくという発想は理解できる。ただ、他の委員から御指摘があった考え方の整理も踏まえて議論を進めていただきたい。総論としては賛成である。
- 資料1の5ページのサプライチェーンの強靭化について、GOCOを使う前段階として、「特定重要物資の安定供給確保に支障が生ずるおそれがある場合」とあるが、おそれがある場合をどのように察知するかがこの制度の起点になる。どのように察知するかという仕組みも併せて議論すべきである。
- 医療を基幹インフラに追加することは、これまで本有識者会議でも複数回にわたり議論してきたので異論はない。ただ、ベンダーも含めて、追加することで企業の大きな負担とならないよう、企業の声を十分に踏まえて対応いただきたい。この点は、6月の分野別検討会合の議論をまとめた資料2-2にも記載されており、この重要性を改めて強調しておきたい。
- 基幹インフラ役務の安定供給全体について申し上げる。昨年5月に施行されてから今年3月までの事前届出の件数は約1,000件、事後報告になったものが約200件で、合わせて約1,200件あったと聞いている。これまでの運用により行政側で得られた知見にはどういうものがあるか。すべてを詳らかにしていただきたいという意味ではなく、全体として、どういう知見が得られたのかを教えていただきたい。特に変更の勧告に至ったものがあったのかどうかを含めて、教えていただきたい。
基幹インフラ制度は、事業者に相応の負担をかけて自社の特定重要設備を確認してもらい、その導入・維持管理等に際して所管省庁に事前届出を求めるスキームである。法律を作るときに、私としては、リスクの高い設備を水際で止めることができれば、事業者の負担を軽減させることができるはずだという議論を展開していたが、その時点では、政府に知見が蓄積されていないので最初からそのようなスキームは不可能という説明であった。施行開始から1年半が経ち、知見が蓄積されてきているのかどうかということを知った上で、議論を進めていきたい。

- 海外事業の展開支援はぜひお願いしたい。先ほどいろいろな政策との連動、連携が必要だという御意見があり、資料1にもグローバル・サウスなどの単語が出ている。産業界でも、グローバル・サウスとの連携の強化が必要だということで、具体的にどう連携すべきかといった検討が進められている。そういった政策との連動、連携も考えていくのが望ましい。今後、制度設計を議論していくに当たり、支援の対象は日本企業に限られるのか、そうではないのかという点も含めて、大きな視点から議論していきたい。
- 総合的なシンクタンクについて、私もシンクタンクを早期に設立すべきということを申し上げてきたので、示された方向性に異論はない。

他方で、資料1では、総合的なシンクタンク機能として、サプライチェーンの分析とリスクの点検が示されている。調査研究のイメージと書いてあるので、この2つに限られないということかもしれないが、技術という言葉が出ていない。総合的なシンクタンクということであれば、技術も併せて調査研究の対象にすべきである。資料1の1ページを見ても、サプライチェーンと技術は優位性・不可欠性の確保の取組の中に含まれている。これらはまさに総合的に検討していくべき問題である。技術を含む形で総合的なシンクタンクを立ち上げるべきだと思う。

その観点で申し上げると、検討課題として、アカデミアや産業界との幅広い人的ネットワークや優秀な人材を惹きつけられることが挙げられているが、仮にシンクタンクの機能が分散されるような場合は、貴重な人材も分散することになりかねない。国として持つシンクタンクであれば、まさに名実ともに総合的なシンクタンクを目指すべきではないか。
- 官民協議会は機微情報の共有も視野に入れて作られるということだが、共有される情報全てが機微ではないと思う。入り口の段階であまり規制せずに官民協議会をスタートして、その中で機微情報も共有されるということであれば、その段階で何らかの要件を付加するといった形でスタートさせるのがよいのではないか。
- データセキュリティの重要性を否定するものでは決してないが、基幹インフラ役務の安定提供と同じか、あるいはそれ以上に民間に負担が及ぶものと予想される。議論を進めるに当たっては、基幹インフラの制度設計のとき以上に、丁寧に関係事業者の意見を聴いていただきたい。
- 非常によくまとめていただいたと思っている。特に資料1の3ページ目、経済安全保障に関する今後の検討の方向性ということで、まさに今、国際情勢がこれだけ急速に変わっている中で、いかにフレキシブルにこういう方向性の検討をしていく、実行していく

くかということだと思う。そうしたときに、外交力・防衛力・経済力・技術力・情報力を含む総合的な国力を強化しながら最大限活用するというのは、非常に言い得て妙であり、この方向で進めていただければと思う。

ただし、こういったことを決めても、それをどういう風に運用していくのかということが、最終的に結果を生み出すため、運用する人材の育成と言うか、リスクリソースも含めて、どういう人材で動かしていくかということが非常に重要になってくる。特に海外のいろいろな国でこういった議論をすると、技術力にしても、経済力にしても、一国だけでは成り立たないのは明白であるということを彼らも常に言う。どういう連携を取っていくのかということを、きちんとそれぞれの国の状況を踏まえて作っていくということが重要ではないかと思うし、それを運用する人材がどういったところにどういう風に循環していくのかということをもう一度考え直すいい機会ではないかと思う。

さらに、こういった方向で回す人材のある種のリテラシーをどう担保していくのかということ。そういう意味のリスクリソースをどういう風に運用していくかということも考えていかないといけないのではないか。

- シンクタンクを作るということだが、どういうシナリオがどういう風に展開していくのかということを考えた上で、それを現状と突き合わせる、流行りの言葉で言うとデジタルツインということになるかもしれないが、そういったことも考えていく必要があるのではないかと思う。
- 技術力について申し上げると、キーテクノロジーというのはいろいろとあるわけだが、キーテクノロジーを代替するための次のテクノロジーをどういう風に準備していくかということも常に考えていかないといけない。そういう意味のプロモーション、それに付随するプロテクションということも、常に最新のものを収集していく。そのような、ある種資料1に書かれている情報力をどう担保するかということが重要ではないかと思う。
- 全体の方向性、それから法改正を含めて、この推進法をさらに強化していくことについて賛成する。その上で3点申し上げたい。一つはサプライチェーン強靭化のための措置ということで、資料1の5ページにあるGOCOの事例だが、事前に予防的措置を行うことは大変重要であり、かつ、政策的に大変効果的であろうと思う。

ただ、一つ明確に言えることは、このような事例や、想定される状況というのは、恐らく多くは中小企業であるということ。事業の廃止、縮小、譲渡、あるいは経営をどのように次の形につなげていくかということは、特に2000年代から中小企業の政策分野の非常に大きなテーマになっていた。ただ、政策の場では、どちらかというと企業の個別の経営力強化の視点が強く、ここで強調されているような、例えばその企業が重要技

術の担い手であるとか、技術流出の可能性があるとか、サプライチェーン断絶の可能性があるとか、産業全体としてどういった問題が起こるかということは、あまり意識されず議論されてこなかった。そういう点からすると、これは中小企業政策の在り方そのものについても、その手直しとか強化ということも含めた上で、対応策を検討いただくといいのではないかと思う。

- また、他の委員の御意見もあったが、既にいろいろな形で、地域の経営支援機関あるいは様々なサポート体制もかなり充実してきている。地域の金融機関の中にも非常に熱心に情報をを集め相談に乗っているところもあると聞いている。そういうところの力を活用しながら、あるいは協力を生かしながら、いかにして早め早めにいい情報を集めていくかということが必要であり、そういう点での政策上の工夫をしていただくといいのではないかと思う。

- 2点目は、基幹インフラへの医療分野の追加。医療DXは当然ということになるわけだが、特定医療機関を対象にするということについて、検討の流れとしては、対象として想定されている医療機関は、三次医療とか三次救急を担う地域の中核病院あるいは拠点病院を想定されていると思う。他方、そういう病院においては経営が非常に悪化しているとか、厳しい状況にあるという話を聞いている。そういう中で、これだけ丁寧に審議会の医療部会で検討をしていただいたことに対して、深く感謝申し上げる。

また、医療関係者あるいは病院の方々が、この重要性を大変よく理解、認識されていることもよく分かった。現状の制度、政策の中ではなかなか進められないということもあると思う。どういう課題があるかということもよく整理されているが、問題はそれをどう越えていくかということ。現状の問題点を踏まえながら、総合的な観点からの検討をさらに進めていただきたい。

- 3点目として、シンクタンクの創設は大変素晴らしいアイデアであるとともに、他の委員から御指摘があった点についても同意するところ。

特に、これまで各省庁、各分野においても、それぞれの制度や政策に合わせて、専門的な調査を実施されており、類似のシンクタンク的な機能を持っているものがある。省庁の壁を越えながら、それをどうやって、全体的かつ総合的な力を発揮できる形に持つていけるかということが、恐らく一番のキーポイントだと思う。

- 魅力的な人材という点に関して、他の委員からもあったとおり、政策提案に関わることができるということは、研究者としてこれほど嬉しいことはない。シンクタンクに参加することが次のキャリアアップに着実につながっていくという道筋さえ見えていれば、恐らく相当優秀な方に集まっていただけなのではないかと思う。

○ 全般に関して、事務局からお示しいただいたとおりと思っており、感謝申し上げる。特に、基幹インフラに医療分野を追加していただくことは本当にありがたく思う。資料2-2のとおり、本件に関しては既にしっかり御議論いただいているため、繰り返しになる部分もあるかもしれないが、私から何点か申し上げる。

資料1によるとおり、災害や救急医療、それから地域の役割等を考えると、基幹インフラへの医療分野の追加は非常に重要。また、医療界の一番大きな経験は、新型コロナのパンデミックの際に様々なことが起こり、その対応に大きな時間と労力を費やしたということ。今後もいろいろな感染症のパンデミックがあり得るということも考えれば、医療分野を基幹インフラに追加していただくことには大変感謝している。

○ 最近は大きな病院、大学病院も含めて、非常に経営が厳しくなっており、赤字の病院が大変多い。大学病院は、確かに規模は小さいが、例えば、国立大学の附属病院あるいは全国の医学部の附属病院は、病院長会議等で議論を交わしている。そういう会議を利用しながら情報を共有していただき、ぜひこうした対応を進めていただければと思う。

特に、いろいろな病院の話を聞くと、新しい機器を購入するお金がないでしばらく待たなければいけないといった、患者の診断や治療に直接関わるもののお金が十分でない中、こうしたサイバーセキュリティあるいは電子カルテの更新等には、我々が思う以上にかなりのお金がかかるし、トラブルも多いということで、そういうことを改めて連携を取りながら対応していただければありがたい。

○ もう一点、パンデミックで必要なものというのは、中には普段は全く必要のないものもかなりあり、それを維持あるいは新しく購入するというのが病院にとってかなり負担になっているということを聞いたことがある。一例を申し上げれば、ワクチンを開発するためにはサルで安全性を確認する必要があるのだが、前回の新型コロナのパンデミックの際には、サル1頭の値段が数十万から数百万円になり、輸入も制限され、試験を行うことが非常に難しかったと。それに対応して、今は国内で無病原菌状態でのサルを増やしているのだが、維持費が非常に大きな負担になっているようだ。

こうしたことは、一つの研究機関、研究施設にお願いするだけではなくて、何らかの形で国際的な連携を取りながら対応していくことも必要であり、パンデミックというのは滅多にないが、起こると本当に大きな打撃となるため、それを念頭に入れて対応を進めていただければと思う。

○ 指定基金の主体の多様な参加が必要だという例として、JAXAやNICTなどが出されているが、これは非常に重要な領域だと思う。今のKプロの運用上、ファンダメンタルの

部分を実施しているわけだが、同じ人がやるかどうかは別として、ファンダメンタルの成果の中から、クラシファイドの管理の下でやるべきものが出てこないといけない。そういう過程を考えたときに、アカデミアの分野では、やりやすい分野とやりにくい分野がまだ今はある。その中で実は宇宙は最もやりやすいのではないかと思う。大学や大学スタートアップが含まれている協議会のようなものがあるが、基本はデュアルユースが前提で、ディフェンスとセキュリティは当然やるものという風に、コミュニティの受容性、意識が非常に高い。そういうところで事例を作っていく上では、もう少しこを拡大、つまりはクラシファイドのところまで考えた上で、基金を設計しないといけない。

この基金は、官だけでは当然なくて、最終的には民間の投資の仕組みが必要。米国だとクラシファイドインフォメーションを踏まえて投資をするキャピタルがあるが、そういうところはいずれ必要。これは官のお金だけでは足らず、そのような展望をもって基金の将来設計を考えていただく必要があると思う。

- シンクタンクは、推進法の初期の頃からもうずっと検討しており、時間がかかってしまっている。そろそろこれはスタートしないといけない。モデルの一つということで、ランド研究所の名前があったと思う。2ヶ月ぐらい前に米国政府職員と一緒にランド研究所の研究者数名と話をしたが、ランド研究所も言ってみれば普通のシンクタンク。一方で、やっているリサーチは我々にとって非常に重要。例えばAIのディフェンス応用関係だが、やはりそこをやっている研究所が日本にないため、そういうミッションをきちんと与えてやっていただく組織が必要だと思う。検討課題の①②③はいずれも賛成。他の委員からRIETIという話も出たが、シンクタンクの機能をきちんと引き受けただけるところにやっていただくということでスタートするのが適切だと思う。

一方で、シンクタンクではクラシファイドのクリアランスホルダーを擁しないといけないという管理上のテーマがあると思う。ランド研究所が全員クリアランスホルダーというわけではないが、必ず必要になってくるため、そのガバナンスができる組織ではないといけない。そういう考え方で整理をしてスタートすべきではないかと思う。

- データセキュリティについて。他の委員も言及していたように、初期の頃からデータは非常に重要であると議論しており、今回、データセキュリティが入ってきたことは非常に意義がある。

ただ、今の段階で、データというのはほとんどAIとセットであり、AIの存在を前提としたデータの管理をしないといけない。個人情報保護法では、例えば匿名加工だとか仮名加工だとかは規制を緩めているが、実はAIと組み合わせるとほとんど元の個人情報に復元してしまう。そういう意味で、AIとセットで考えないといけない。さらに今、中国がやっているAIはほとんどOSSベース。OSSは一見透明性が高くてよさそうに見えるが、やはりリスクはあり、そこをどう扱うかというようなことも含めて検討しないとい

けないと思う。

それから、データセキュリティをやるときに、我が国においてはDFFTという政策を提唱していることを留意すべき。これはG20で最初提唱され、今はG7、それからOECDのプロジェクトになっていると思う。このDFFTの概念とセキュリティの概念は、1回整理が必要ではないかなという気がする。そこを整理しておかないと、分かりにくくなってしまうケースがあると理解している。その上で、具体的にやるべきこととして、クラウドサービスについての規制、あるいは光回線、セキュリティブローカーが書いてあるが、セキュリティブローカーも細則の検討に入っているため、こういうものを参考にすることは適切だと思う。

- 一方、対象データとして、ヒトゲノムなどが書いてあるが、米国では例えばこういう背景もあって、バイオセキュア法というのをやろうとした。下院は通過しているのだが、上院は多分通らないと思う。データだけではないのだが、機器メーカーとデータ解析サービス、シーケンサーなど、いろいろバイオ関連全体についての取引等を規制しようとしたのだが、うまく進まないのは、サプライチェーンと表裏であるため。結局そこを規制してしまうと、サプライチェーンが成り立たないということで、かなり強いロビーリングがあり、法案が止まっていると聞いている。どこまで突っ込んでやるかということなのだが、サプライチェーンとの関係も含めて、規制の在り方というのを考えていく必要があると思う。
- 他の委員の御指摘にもあったが、不競法の関連で、いわゆるスパイ法のような話がある。立てつけとしては、諸外国の不競法に相当する法律とそんなに変わっているわけではない。あるとすれば独立教唆が含まれているかどうかぐらいなのだが、産総研の判決、特に罰金があまりに低いと、ここはやはり考えないといけない。

それから、いわゆるスパイ法というのも、一体何を言っているのかというのは、この場かどうか分からぬが、やはりどこかで検討する必要が出てきていると考える。いわゆる伝統的なスパイ法というのは、国家情報を国家機関が不正取得するということが狭い定義だが、今はそうではない。不競法で守らないといけないのは民間の情報。あとは社会の安定を損ねるような行為というのがもう一つ概念としてあるように思える。どれがいわゆるスパイなのかというのは、いずれ整理が必要だらうなと思っている。

(5) 事務局からの回答

- まさに今、国際情勢が変化しているという中で、自由な経済活動といった基本的な価値観というものが揺らいでいるという表現もできるかと思うが、そのような中だからこそ、我が国としてしっかりと、推進法を作ったときの基本指針で示していたルールをしっかりと守っていくのだということ、それから、民間の主体を阻害しないといった基

本的な考え方を堅持していかなければいけないということは、改めて再認識する必要があるのだろうと感じたところ。

- 複数の委員からお話があった、これから第7次の科技・イノベーション計画を策定していくプロセスの中で、特に人材の部分が非常に重要な課題なのだという点。これは本当にどの分野の話を聞いていても、人手が足りない、特に高度人材が足りないという話を常に聞くところ。これは経済安全保障の分野においてもそのとおりだというところもあり、これから重要な課題と捉えている。
- 経済安全保障は、今までではどちらかと言うと守る方向であったのに対して、もう少し視点を変えて、攻める、あるいは不可欠性・優位性を確保していくといった方向、それから、国内だけでなく海外ということで、従前の考え方とどまっていいのかという御指摘も、そういった点もあるかと思う。また、供給力という方向から考える必要という御意見も、新たな視座として捉えているところ。
- 御指摘のとおり、技術分野における人材育成というのは非常に重要だが、経済安全保障の分野でも重要だと思っている。今回は法律改正の議論ということだが、法律外の議論としても検討していくべきことなのかもしれない。科技・イノベーション計画でも、一気通貫支援ということで、法律外のことも組み合わせて取り組まれていると思う。我々としても、法律外のことも組み合わせながら考えてみたい。
- 指定基金が今の限定された枠組でいいのかという御指摘は、法律の中でいろいろ議論しなければいけない論点かもしれない。現在は5つの独立行政法人が対象になっているが、選択肢を増やすなどというところから始めるのかと思う。いろいろと検討させていただきたい。
- 不可欠役務については、情報も含むべきだという御指摘もいただいた。重要な物資をただ作るだけではなく、供給されるところまでいかないと意味がないのではないかという観点から、我々としては、まずは物資の供給に不可欠な役務というものをこれから支援の対象に広げていこうと考えていたところだが、御指摘のとおり、情報について言えば、例えば情報を提供するような役務が供給に不可欠な役務になるような場合もあるのかなとも思う。
- 海外にどう出していくかを担保するという観点から、経済安全保障政策の中に競争政策を内包すべきだという御指摘は、非常に示唆に富んでいる。特定国も、いわゆるエコノミック・ステイトクラフトのようなことをやっているというのは、つまり、ある意味

ではグローバルな特定国の地位の高さ、市場支配力、優越的地位を濫用しているというような見方もできるかと思う。そうすると、まさにグローバルな意味での競争政策ということにもなり、例えば国際的に当局同士が連携をしていく、場合によっては特定国に連携して働きかけていく、そういうこともあり得るのかなと思う。本件については、経済産業省においても、経済安全保障と競争政策という観点で座組が立ち上がっているため、そちらでも議論すべき話かと思う。

- 海外事業支援との関係で、サウジアラビアは鉱物資源や再エネへの関心が高いという御意見もいただいた。サウジアラビアとの関係では、日本政府としては、ムハンマド・ビン・サルマン皇太子と安倍総理が立ち上げた「日・サウジ・ビジョン2030」というものが今でも続いている中、一昨年、岸田総理がサウジアラビアを訪問され、「グローバル・グリーン・エネルギー・ハブ」というイニシアチブを立ち上げている。これはまさに御指摘の再エネの話であり、今まで中東が石油のハブだったが、これからは再エネのハブになるのだと、そういう意味で、「グローバル・グリーン・エネルギー・ハブ」というものが立ち上がっている。鉱物資源についても、まさに岸田総理のときに、サウジアラビアの鉱物について、現在何が埋蔵されているのかをJOGMECと共同で調査をしようという動きが立ち上がったばかり。再エネの事業は、まさに海外事業支援で可能のことかと思うし、鉱物資源については、我々がやっている特定重要物資の文脈でも支援することができるかと思うので、しっかりと案件を検討してまいりたい。
- AI主権について。経済安全保障の観点からもAI技術、御指摘いただいたAIのアルゴリズム、計算資源やデータをきちんと確保することが重要と考える。我が国だけでAIに必要な技術のテックスタックを全てカバーすることは難しい。同盟国・同志国とも連携しながら、我が国の強みがある特定分野のAIや、AIを支える半導体製造装置などを、他国に提供していくとともに、我が国に技術を蓄積していくことを、関係省庁と連携しながら取り組んでいきたい。
- 複数の委員から、省庁横断、あるいは他の施策との連携という観点の御意見があった。経済安全保障推進法の所管が内閣府及び内閣官房であるというのは、まさにそういう趣旨。基幹インフラ制度が典型だが、各省がそれぞれ業法を持っている上で、経済安全保障という横串を刺して内閣府が見ていくということで、まさにそういう趣旨で、法律の制度、運用も含めてやってきており、今後も議論していきたいと思っているところ。
- 広報、それから事業者との意見交換という御意見もあった。事業者の方々といろいろ意見交換をし、理解を深めていただくということもちろん重要だと思っているが、それをさらに超えて、国民に広く経済安全保障の重要性というものを理解していただく、

認知を高めていただくということも非常に重要だろうと考えている。そういう観点からも、いろいろと議論していきたい。

- 海底ケーブルについて、複数の委員の先生から様々な御指摘をいただいた。海底ケーブルの敷設に関しては、総務省と密接に協議をしているところであり、船の人員の確保や人材育成などについても、課題があるということは総務省もしっかりと認識し、関係各社などともよく相談をしていると聞いている。また、海底ケーブルに関する機械のセキュリティについては、基幹インフラ制度においても総務省と一緒に検討していきたい。
- 供給不可欠役務について、もう少し広い目線で、事業法なども含めて見るべきという御指摘をいただいた。まさに御指摘のとおり、役務そのものについては事業法があり、事業法の中で撤退規制や供給義務や審査などがある。加えて、我々は基幹インフラ制度の規制もかけているので、もし事業法のところで足りないところがあれば、それは事業法でしっかりと手当てをしていくべきものではないかと考えた。経済学的にはグッズとサービスに分かれるわけで、サービスはそのような事業法があると考えると、我々はグッズに対応すべきであり、グッズの供給を軸に考えた場合、それに必要な役務も対応すべきではないかということで、特定事業物資の供給不可欠役務という今の概念にたどり着いた。
加えて、他の委員もおっしゃっていた、上流部分もよく考えるようという御意見は今の話とも関わってくるのだが、現行の経済安全保障推進法の特定重要物資の支援対象は、供給網の強靭化のための取組、または物資の依存を軽減するための取組となっており、供給網の強靭化により一定程度カバーされると考えている。したがって、取組方針をどう書くかという問題に帰着するのだが、半導体を例に挙げると、例えば半導体の製造装置自体も支援しているし、半導体の部素材、さらには部素材の部素材まで、上流にも至れるようになっている。
- 医療の追加に関して、スマールスタートという御意見があった。今後どういった事業者が対象になるのかというのは、省令で定める部分であり、そのときに改めて政府内でも議論をし、かつ当然、この会議の場や厚労省の医療部会で諮りながら考えていきたい。
- 基幹インフラの審査件数、あるいは命令・勧告があったのはどのようなケースかという御質問があった。審査の件数や事後報告の件数はHPで公表しているが、命令・勧告に至ったものについては、それを開示することで、攻撃の可能性や脆弱性の有無を晒してしまうことになるため、非公表ということでご理解いただきたい。

なお、これまで審査を1年半やってきた中で、当然我々に知見は蓄積しており、関係省庁とも連携しているところ。かつ、事業者や供給者とも密にコミュニケーションを取

りながら、可能な限り円滑な運用に努めている。

- 総合的シンクタンクの調査イメージとして、技術の例示がないという御指摘について、例えば、重要物資のサプライチェーン上の脆弱性分析の文脈で技術に関して調査することなども入り得ると思っている。
- シンクタンクと官民協議会について、専門知識をどう集結していくかということで、大変貴重な御示唆をいただいた。御意見をしつかり踏まえて制度設計に生かしていくとともに、検討を深める過程で改めて御相談させていただきたい。

(6) 経済安全保障推進法の見直しの今後の進め方について

自由討議の後、青木座長からの提案により、経済安全保障推進法の見直しに当たっては、既存の4分野にとどまらない論点について議論を深める必要があるため、当面、検討会合を開催し、各論点について議論を重ねた上で、その結果を有識者会議に報告することとされた。

(7) サプライチェーン強靭化に関する検討会合（令和7年10月29日）の結果について

（委員より報告）

- この検討会合では、サプライチェーン強靭化の取組フォローアップ及び重要物資に生じている安定供給確保上の課題について御議論いただいた。
- 全体として、議論の内容及び検討の方向性について支持があった。
- 具体的な御意見を何点か紹介する。
- サプライチェーン強靭化の取組フォローアップについては、サプライチェーンの脆弱性把握のためには、関係省庁との連携やインテリジェンスの観点が大変重要であるという御意見があった。また、本日も御指摘があったが、計算資源の確保が今後の非常に重要な課題であるという御意見があった。
- また、技術の発展とサプライチェーンの強靭化は不可分であり、政策を効果的に進めるためにも、体系的に議論すべきという御意見があった。
- 重要物資に生じている安定供給確保上の課題については、課題認識や方向性について、賛同の御意見をいただいたほか、るべき社会・国家像に向けた視点からの議論や産業構造へ踏み込んだ検討が必要であるという御意見をいただいた。
- 詳細については、資料3-3の議事のポイント、資料3-4の議事要旨を御覧いただきたい。御報告は以上。

(8) 鈴木副大臣閉会挨拶

- ・ 本日は、委員の皆様に貴重な御意見をいただき感謝申し上げる。

- ・ 事務局が準備をしている法改正の論点について、検討を深める観点から御意見をいただいた。さらに、法改正に限らず、非常に大きな視点からの御指摘もいただいたと思っている。
- ・ 私自身、かつて政府の職員だったことから、審議会での議論というものは、そういう射程を超えるような御意見をいただいたときに、その点についてまた深めていこう、という前向きな方向には、なかなかなりにくく構造があると感じている。

本日、例えば、ある委員からは、ミクロの経済活動における国家の役割という御指摘をいただいた。また、他の委員からは、競争政策と経済安全保障の関係について御指摘いただいた。それ以外にも多くの御意見をいただいたが、一つ一つ大変重要な御意見だったと思う。ぜひ議論を深めていく必要があると思うが、例えば、この会議で法改正の検討と並行して検討可能なものもあると思う。まだこの会議で議論させていただくには少し早いようなものがあれば、アカデミアでの議論を期待したり、あるいは有識者の皆様において御議論を深めていただいたりということも、場合によってはあり得るかもしれない。いろいろな形でもって、本日いただいた視点を深めていくこと、そこに向けて事務局からもお力添えいただくことをお願いしたい。

- ・ 法律の検討に向けて、引き続き有識者の皆様に御議論いただきながら、検討を深めてまいりたい。今後も御知見を賜るよう、よろしくお願い申し上げる。